

医師確保計画・外来医療計画の見直し （第8次（後期））について

● 計画の位置付け

兵庫県保健医療計画の一部として策定
 （医療法第30条の4第2項第10号、11号）

● 計画期間

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの
 3年間

● 見直しに係るスケジュール

【計画期間及び計画見直しのサイクル】

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
兵庫県 保健医療計画	第7次						第8次					
兵庫県 医師確保計画		● 計画策定	第7次				第8次（前期）		第8次（後期）			
						● 計画見直し			● 計画見直し			
兵庫県 外来医療計画		● 計画策定	第7次				第8次（前期）		第8次（後期）			
						● 計画見直し			● 計画見直し			

		R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4～
地域医療 対策部会					● 素案の審議				● 改定案の審議 →医療審議会への報告	
県	医師確保 計画	改定素案の作成				改定案 とりまとめ	パブリック・ コメント実施	改定案へ の反映		第8次(後期) 計画開始
	外来医療 計画	改定素案の作成				改定案 とりまとめ		改定案へ の反映		第8次(後期) 計画開始